「確定給付企業年金に関する数理実務基準」及び 「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」の改定並びに 「確定拠出年金に関する数理実務基準」及び 「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」の制定

公益社団法人日本年金数理人会

確定給付企業年金に関する数理実務基準及び確定給付企業年金に関する数理 実務ガイダンス、並びに、確定拠出年金に関する数理実務基準及び確定拠出年 金に関する数理実務ガイダンスにつきまして、確定拠出年金法施行令(平成十 三年政令第二百四十八号)等の改正により、算定された他制度掛金相当額は簡 易な基準に基づく確定給付企業年金を除いて年金数理人による確認を受ける必 要があることとされたことを受け、検討を行ってまいりましたが、先般開催されました当会理事会において承認されましたので、ここに公表いたします。

今回の改定にあたっては、2021年10月14日に改定に関する草案を公開し、2021年11月15日までコメントの募集を行いました。提出されたコメントの内容を踏まえ、明確化の観点等により修正を加えた上で公表するものです。

なお、確定拠出年金に関する数理実務基準及び確定拠出年金に関する数理実務ガイダンスには、年金数理人が関与することとなる他制度掛金相当額の算定に係る数理的な実務に関する内容のみを記載しています。また、改定後の確定拠出年金法施行令に定められた、令和6年12月1日以降に他制度掛金相当額を実質的に27,500円と扱う経過措置に関する取扱いは、今回の改定および制定

には反映しておりません。今後の法令通知等の公布発出を受けて必要に応じ反映していく予定です。

公開草案からの修正箇所は別紙のとおりとなります。

以 上

確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス

該当頁	公開草案		修正後	
P. 5	基礎率は、実績および将来の見通しに基づいて定めるものとする。掛金計算、債務評価に必要と考えられる基礎率を織り込むこと。	・「もっぱら各確定給付企業年金の 実績及び予測(予定利率については 積立金の運用収益の長期の予測)に 基づき適正かつ合理的に定めるも のであり、他制度掛金相当額を調整 することを目的として基礎率の設 定方法を変更することは認められ ない。」とされている。(「確定拠出 年金における他制度掛金相当額・共 済掛金相当額Q&A」番号10より)		・「もっぱら各確定給付企業年金の 実績及び予測(予定利率については 積立金の運用収益の長期の予測)に 基づき適正かつ合理的に定めるも のであり、他制度掛金相当額を調整 することを目的として基礎率の設 定方法を変更することは認められ ない。」とされている。(「確定拠出 年金における他制度掛金相当額及 び共済掛金相当額の算定方法につ いて」別紙「確定拠出年金における 他制度掛金相当額・共済掛金相当額 Q&A」(以下、「確定拠出年金におけ る他制度掛金相当額・共済掛金相当 額Q&A」とする。) 番号10より)

確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス

該当頁	公開草案	修正後
P. 9	確定給付企業年金法令、確定拠出年金法令等に定められた用語の略称 はそのまま使用する。	確定給付企業年金法令、確定拠出年金法令等に定められた用語の略称 はそのまま使用する。
		その他の用語は、以下のとおりとする。
P. 12	・簡易な基準に基づくDBであって閉鎖型総合保険料方式の場合、算定省令第3条に基づいて算定する場合との整合性の <mark>観点</mark> から、標準掛金額を将来の給付分に相当する掛金に変換すること <mark>が合理的と</mark> 考えられる。	・簡易な基準に基づくDBであって閉鎖型総合保険料方式の場合、算定省令第3条に基づいて算定する場合との整合性 <mark>を考慮する等</mark> の理 由から、標準掛金額を将来の給付分に相当する掛金に変換すること も考えられる。